

一般社団法人島根県診療放射線技師会

諸規程



(2020.03.15)

● 地区の設定に関する規程	P 3
● 専門部および委員会設置に関する規程	P3-4
● 常務理事会の構成に関する規程	P4-5
● 旅費規程	P5
● 慶弔規程	P5-6
● 表彰規程	P6-7
● 会費納入規程	P7-8
● 会費免除に関する規程	P8-9
● 役員選挙規程	P9-10
● 総会議事運営規程	P10-11
● ホームページ運用規程	P12
● 医療放射線説明パネル運用規程	P12-13
● 賛助会員に関する規程	P13-14
● 共催・協賛・後援に関する規程	P14-16
● 講師及び原稿執筆料等謝金に関する規程	P16
● 理事会運営規程	P16-18
● 医療施設線量測定運営規程	P18-19

地区の設定に関する規程

昭和 63 年 6 月 15 日 制定
平成 8 年 6 月 15 日 一部改定
平成 17 年 5 月 29 日 一部改定
平成 25 年 4 月 6 日 一部改定
平成 25 年 5 月 19 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、本会の運営を円滑に遂行することを目的に、地区の設定に関する必要事項について規定する。

(所属)

第 2 条 本会の会員は、その居住地または勤務先によって、第 3 条に規定するいずれかの地区の所属とする。

(地区)

第 3 条 県内を次に掲げる市町村によって、3つの地区に分ける。

(1)東部地区 西ノ島町、海士町、知夫村、隠岐の島町、安来市、松江市

(2)中部地区 奥出雲町、飯南町、雲南市、出雲市

(3)西部地区 大田市、美郷町、川本町、邑南町、江津市、浜田市、益田市、津和野町、吉賀町

(県外会員)

第 4 条 県外会員にあつては、最も近接している地区に所属する。

(準用)

第 5 条 専門部および委員会設置に関する規程、役員選出規程の施行・運用、その他、本会の運営および事業遂行に際し、必要な地域の認識に関して本規程に定める地区を準用する。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は、昭和 63 年 6 月 15 日に制定する。
2. この規程は、平成 8 年 6 月 15 日に改定する。
3. この規程は、市町村合併にともない、平成 17 年 5 月 29 日付けで改定する。
4. この規程は、平成 25 年 4 月 6 日に一部改定する。
5. この規程は、平成 25 年 5 月 19 日に制定する。

専門部および委員会設置に関する規程

昭和 63 年 6 月 15 日 制定
平成 8 年 5 月 11 日 一部改定
平成 13 年 4 月 29 日 一部改定
平成 17 年 5 月 29 日 一部改定
平成 25 年 4 月 6 日 一部改定
平成 25 年 5 月 19 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、本会の目的の達成および事業遂行のために設置する専門部、委員会の組織について規定する。

(専門部)

第 2 条 専門部は、次のとおりとする。

(1)総務部 本会として必要な事務を担当する。

(2)財務部 本会として必要な会計を担当する。

- (3)厚生部 本会が定める表彰規程、慶弔規程にある事項等を担当する。
- (4)事業部 本会がおこなう事業等を担当する。
- (5)組織部 本会の基盤整備等を担当する。
- (6)学術部 本会会員の学識向上を目的とした研修企画等を担当する。
- (7)広報部 本会の発行する会報、雑誌などの編集および本会の事業推進のための広報を担当する。
- (8)企画部 本会および会員にとって必要な行事等の企画を担当する。

(専門部長)

第3条 専門部の部長は、理事があたることとする。

(設置改廃)

第4条 専門部の設置、改廃は、理事会の必要とするところに応じおこなうものとする。

(委員会)

第5条 特別委員会は、常設委員会と特定事業委員会にわけらる。

1 常設委員会は、継続的に事業を遂行するときに必要に応じ設置する。

- (1)表彰委員会
- (2)国内交流委員会
- (3)放射線管理委員会
- (4)教育委員会

2 特定事業委員会は、特定の事業を遂行するときに必要に応じ設置する。

(委員長選出)

第6条 委員会の委員長は、会員の中からその職務にふさわしいものを会長が選任し、理事会の承認を経て任命する。

(兼務)

第7条 委員長および部長は、監事を除く他の役職と兼務することができる。

(内規)

第8条 委員会の運営および構成は、別に定める内規による。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

- 1. この規程は、昭和 63 年 6 月 15 日に制定する。
- 2. この規程は、平成 8 年 5 月 11 日に改定する。
- 3. この規程は、平成 13 年 4 月 29 日に改定する。
- 4. この規程は、平成 17 年 5 月 29 日に改定する。
- 5. この規程は、平成 25 年 4 月 6 日に一部改定する。
- 6. この規程は、平成 25 年 5 月 19 日に制定する。

常務理事会の構成に関する規程

昭和 63 年 6 月 15 日 制定
平成 8 年 6 月 15 日 一部改定
平成 25 年 4 月 6 日 一部改定
平成 25 年 5 月 19 日 制定

(目的)

第1条 本会は、会務を円滑に遂行する目的で常務理事会を置く。

(決定)

第2条 常務理事会は、総会、理事会の決議にそい具体的な事項を決定する。

(構成)

第3条 本会の理事のうち、次に掲げるものをもって常務理事とし、常務理事会を構成する。

- (1)会長
- (2)副会長
- (3)各部の部長

(相談役)

第4条 常務理事会は、必要に応じ理事会の承認を得て相談役をおくことができる。

(招聘)

第5条 常務理事会は、会務に必要と認める者を常務理事扱いで一定期間招聘することができ、その任免は、常務理事会の決議によりおこなう。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

規程

1. この規則は、昭和 63 年 6 月 15 日に制定する。
2. この規程は、平成 8 年 6 月 15 日に改定する。
3. この規程は、平成 25 年 4 月 6 日に一部改定する。
4. この規程は、平成 25 年 5 月 19 日に制定する。

旅費規程

昭和 63 年 6 月 15 日 制定
平成 4 年 6 月 27 日 一部改定
平成 25 年 4 月 6 日 一部改定
平成 25 年 5 月 19 日 制定

(目的)

第1条 この規程は、会務のために出張する関係役員および会員に支給する旅費、交通費等について規定する。

(出張の基準)

第2条 会長は、会務のため関係役員および会員に出張を命ずることができる。

(旅費の基準)

第3条 前条により出張する場合は、次の費用を支給する。

- (1)鉄道、船舶、飛行機、車等による交通費の実費
- (2)日当 3,000 円 ただし島根県内は 800 円
- (3)宿泊料 10,000 円

- 2 特別な事由による出張の場合は、第2条の規定にかかわらず会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は、昭和 63 年 6 月 15 日に制定する。
2. この規程は、平成 4 年 6 月 27 日に改定する。
3. この規程は、平成 25 年 4 月 6 日に一部改定する。
4. この規程は、平成 25 年 5 月 19 日に制定する。

慶弔規程

昭和 63 年 6 月 15 日 制定
平成 4 年 6 月 27 日 一部改定
平成 8 年 6 月 15 日 一部改定
平成 25 年 4 月 6 日 一部改定
平成 25 年 5 月 19 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、本会会員を主たる対象とする慶弔給付について規定する。

(慶弔の基準)

第 2 条 本規程による給付対象となる事柄は、次の各項に定める。

- (1)結婚 祝電を送る。
- (2)死亡弔慰金 15,000 円とし、花輪を供える。
- (3)本会会員の親族（配偶者および一親等）の死亡に対し弔電を送る。
- (4)災害見舞金 風水害火災による損害をうけた会員に対して給付し、その額は住居および家財の損失または焼失の程度によるものとする。全壊もしくはそれと同程度の場合 10,000 円、半壊もしくはそれと同程度の場合 5,000 円。
- (5)入院見舞金 疾病または事故により長期の入院をした会員に対して給付し、その額は加療の程度によるものとする。2ヶ月以上の入院加療の場合 5,000 円、6ヶ月以上の入院加療の場合 5,000 円を追加する。
- (6)その他会長が特に認め、常務理事会の決議を経た事柄。

第 3 条 第 2 条に定める給付を受けようとするものは、当該会員または当該地区理事経由で本会に申し出なければならない。

2 第 2 条各項に定めるもののほか、必要なものが発生した場合は、会長がこれを行い、理事会に報告する。

(規程の改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は、昭和 63 年 6 月 15 日に制定する。
2. この規程は、平成 4 年 6 月 27 日に改定する。
3. この規程は、平成 8 年 6 月 15 日に改定する。
4. この規程は、平成 25 年 4 月 6 日に一部改定する。
5. この規程は、平成 25 年 5 月 19 日に制定する。

表彰規程

昭和 63 年 6 月 15 日 制定
平成 25 年 4 月 6 日 一部改定
平成 25 年 5 月 19 日 制定
令和 2 年 3 月 15 日 一部改定

(目的)

第 1 条 この規程は、本会会員の表彰について必要事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 会長は、次の各項の一つに該当する会員を表彰または表彰申請する

- (1)本会の発展に関し功績が抜群である者、または顕著な貢献があった者。
- (2)本会の名声を高揚する研究、発明および発見、考案を行った者。

(3)20年以上診療放射線技師関連業務に従事した者で、本会に入会后引き続き10年以上会費を完納した者、および他県よりの転入者でそれと同等と判断できる者。(永年勤続表彰)

(4)極めて困難な勤務条件のもとで、本会のため献身精励し顕著な功績があった者。

(5)特に他の模範となる善行があった者。

(6)関連団体の表彰規程に該当する資格を有する者。

2 前項第1号から6号に該当する者であって、本会の名誉を傷つける等の行為がなかった者および過去において同じ表彰を受けたことがない者に行うものとする

(受賞者の選考)

第3条 表彰は、会長が委嘱する表彰委員会の選考を経た後、理事会の承認を得て行うものとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年年次総会において行うものとする。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行うものとし、これに副賞を添えることができる。

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会にはかりこれを定める。

第7条 この規程を施行するための基準および実施細目については、表彰委員会において内規として別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は、昭和63年6月15日制定する。
2. この規程は、平成25年4月6日に一部改定する。
3. この規程は、平成25年5月19日に制定する。
4. この規程は、令和2年3月15日に一部改定する。

会費納入規程

昭和61年10月24日 制定

平成4年6月27日 一部改定

平成8年3月31日 一部改定

平成8年5月26日 一部改定

平成16年7月3日 一部改定

平成20年5月25日 一部改定

平成23年1月22日 一部改定

平成24年5月13日 一部改定

平成25年4月6日 一部改定

平成25年5月19日 制定

平成27年5月17日 一部改定

(目的)

第1条 この規程は定款第7条に定める会費(以下「会費」という)の納入について必要事項を定め、適正な会費管理を行なうことを目的とする。

(年会費)

第2条 会費は、正会員を年間7,000円とする。

2 新入会員の初年度会費は、7,000円とする。

3 再入会員の初年度会費は、20,000円とする。

4 賛助会員の会費は、年間20,000円とする。

(納入方法及び期限)

- 第3条 会費納入は、当法人指定の納入方法に従い、納めるものとする。
- 2 納入期限は、当該年度の9月30日とする。ただし、年度途中の入会者は、この限りではない。
 - 3 年度途中の入会者（新入会員含む）は、定款第6条に定める入会申込書提出日より以後1カ月以内に年会費を納入するものとする。ただし、入会申込書提出日が2月1日以降3月31日迄に該当する場合には翌年度分のみ納入するものとする。

（喪失）

- 第4条 納入期限までに会費を納入しない会員は、会員としての権利を一時的に喪失するものとする。

（回復）

- 第5条 納入期限後に会費納入を行なった場合、納入時点からすみやかに会員としての権利を回復するものとする。ただし、未納であった期間に遡及して、その権利の行使を要求することは出来ない。

（規程の改廃）

- 第6条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は、昭和61年10月24日に制定する。
2. この規程は、平成4年6月27日に社団法人島根県放射線技師会会費の項を改定する。
3. この規程は、平成8年3月31日に社団法人日本放射線技師会会費の項を改定する。
4. この規程は、平成8年5月26日に島根県放射線技師会賛助会員会費の項を制定する。
5. この規程は、平成16年7月3日に社団法人日本放射線技師会会費納入規程の変更にともない関連の事項を削除し改定する。ただし、社団法人日本放射線技師会会費納入について、社団法人島根県放射線技師会が必要と認める場合は、代行することができる。
6. この規程は、平成20年5月25日に社団法人島根県放射線技師会会費の項を改定する。
7. この規程は、平成23年1月22日に社団法人島根県放射線技師会会費の項を改定する。
8. この規程は、平成24年5月13日に社団法人島根県放射線技師会会費の項を改定する。
9. この規程は、平成25年4月6日に一部改定する。
10. この規程は、平成25年5月19日に制定する。
11. この規程は、平成27年5月17日に正会員年会費、新入会員初年会費を、7,000円に改定する。

会費免除に関する規程

昭和63年6月15日 制定
平成8年6月31日 一部改定
平成16年7月3日 一部改定
平成18年4月29日 一部改定
平成23年1月22日 一部改定
平成24年5月13日 一部改定
平成25年4月6日 一部改定
平成25年5月19日 制定
平成29年11月5日 一部改定

（目的）

- 第1条 この規程は、会費免除の取扱いについて必要事項を定める。

（免除）

- 第2条 名誉会員は当法人の会費を免除する。
- 2 正会員で6ヶ月以上の病気療養及び産休育児休業等で1年以上離職した者は、本規程の定めるところにより、会費免除の取り扱いを受けることができる。
 - 3 正会員で災害による被災の場合、会費免除の取り扱いをうけることができる。
 - 4 公益社団法人日本診療放射線技師会25年または30年勤続表彰者で、当法人に25年以上継続して在籍し、当法人に70,000円納付することによって会費を終身免除することができる。（表彰状写しが必要）

- 5 公益社団法人日本診療放射線技師会 50 年勤続表彰受賞者で、当法人に 35 年以上継続して在籍したものは、次年度以降の会費は終身にわたって免除されるものとする。ただし、この場合は、申請を必要としない。

(免除の申請)

第 3 条 前条第 2 号、第 3 号の規定に基づき、会費の免除を受けようとする者は、会費免除申請書に、事情の把握できる証明書を添え、申請するものとする。

- 2 前条第 4 号の規定に基づき、会費の免除を受けようとする者は、会費免除申請書（表彰状写し添付）により申請するものとし、理事会にて決定された次年度から適用する。

(免除の期間)

第 4 条 第 2 条第 2 号第 3 号の免除期間は理事会で決定するものとする。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は、昭和 63 年 6 月 15 日に制定する。
2. この規程は、平成 8 年 6 月 15 日に改定する。
3. この規程は、平成 16 年 7 月 3 日に改定する。
4. この規程は、平成 18 年 4 月 29 日に改定する。
5. この規程は、平成 24 年 5 月 13 日に改定する。
6. この規程は、平成 25 年 4 月 6 日に一部改定する。
7. この規程は、平成 25 年 5 月 19 日に制定する。
8. この規程は、平成 29 年 11 月 5 日に一部改定する。

役員選挙規程

昭和 61 年 10 月 24 日 制定
平成 25 年 4 月 6 日 一部改定
平成 25 年 5 月 19 日 制定
平成 27 年 1 月 24 日 一部改定
平成 31 年 1 月 12 日 一部改定

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 22 条、第 23 条にある役員を選出を民主的かつ能率よく行う目的で定める。

(選挙管理委員会)

第 2 条 総会は、民主的かつ能率よく役員選出を行うために、選挙管理委員会（以下「選管」という）を設ける。

(委員長選出)

第 3 条 選管は、地区ごとに 1 名の委員を選出して構成し、互選によって委員長を選出する。

- 2 任期は 2 年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 3 役員およびその選挙の立候補者は、選管委員になることはできない。

(業務)

第 4 条 選管は、総会の付託に基づいて中立の立場を堅持し、次の業務を行う。

- (1) 役員選出方法を協議し、その結果を該当者に告知し選挙をする
- (2) 役員候補者の受理、資格審査および候補者氏名の発表
- (3) 投票および開票の管理と、票の有効と無効の判定
- (4) 総会に選挙の結果を報告する
- (5) 第 2 項、第 3 項の異議の申し立ての受理、審査および判定
- (6) その他選挙管理に必要な事項

(選出方法)

第5条 理事および監事は、次の方法によって選出する。

(1)総会出席会員の投票

(2)理事会の議決提案による信任

(3)選管が地区ごとに1名の委員を任命して構成する推薦委員会の提案による信任。ただし、この場合の推薦委員会の任命については、議運と協議しなければならないこととする。

(立候補)

第6条 理事および監事に立候補しようとする者、または推薦しようとする者は、選管の示す日時までに選管まで届け出なければならない。ただし、立候補または推薦するに当たっては、本会会員3名以上5名以下の推薦を要する。

2 前項の届けを受理するために、選管はあらかじめ受付期間および場所を公表しなければならない。

(投票)

第7条 第5条の規定にかかわらず、選挙は立候補届けのあった者について総会で無記名投票を行い選出する。

2 投票の方法は、理事、監事とも定数以内の連記とする。ただし、委任状による代理投票は認めない。

(当選)

第8条 当選者は、それぞれ有効得票数を得た者から高点順に定める。

(有効票)

第9条 有効得票数は有効投票数の10分の1とし、これに達しない場合は落選とする。

(信任投票)

第10条 候補者が役員定数を超えないときは、無投票で当選者を定めることができる。ただし、この場合は信任投票によって、有効投票の過半数の信任を得なければならない。

第11条 選挙権および被選挙権は、総会開催までに前年度までの会費を完納している正会員に与えられる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は、昭和61年10月24日に制定する。
2. この規程は、平成25年4月6日に一部改定する。
3. この規程は、平成25年5月19日に制定する。
4. この規程は、平成27年1月24日に一部改定する。
5. この規程は、平成31年1月12日に一部改定する。

総会議事運営規程

昭和63年5月27日 制定

平成25年4月6日 一部改定

平成25年5月19日 制定

(目的)

第1条 この規程は、定款第12条にある総会を民主的かつ能率よく運営する目的で定める。

(権利・保障)

第2条 構成員は、この規程にもとづいて動議を提出する権利および討論質疑の自由を保障される。ただし、定款に定めてあるものは、それによる。

(統制)

第3条 構成員は、議長の統制に服し、その許可を得て発言する。

2 構成員は、会議の開会時刻を守るとともに閉会以前に退席しようとするときは、議長の許可を要する。

(議案)

第4条 議案は、原則として1件ずつ審議される。

(公開性)

第5条 議事は、原則として公開される。

(総会議事運営委員会)

第6条 総会は、民主的かつ能率よく運営するために、総会議事運営委員会（以下「議運」という）を設ける。

(構成)

第7条 議運は、地区ごとに1名の委員を選出して構成し、互選によって委員長を選出する。

- 2 任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 3 役員は議運委員になることはできない。
- 4 委員長は議運の協議結果を総会に報告する。

(審議)

第8条 議運は、総会の付託に基づいて次の事項を協議し、その結果を総会にはかり、その承認を得るものとする。

- (1)議長団の選出手続き
- (2)議事日程および進行
- (3)総会出席者の資格審査
- (4)議場混乱のときの収拾
- (5)その他総会運営についての必要事項

(議長・職員)

第9条 総会は、議事運営のための議長、書記各2名および採決係若干名を置く。

- 2 書記および採決係は、総会の承認を得て議長が指名する。

(運営・業務)

第10条 議長は、会議を統括して議場の秩序を保持し、かつ議事の整理を行う。

- 2 書記は、総会事務を処理し、議事録作成のための会議記録を作成しなければならない。
- 3 採決係は、採決の結果を集計する。

(議事内容)

第11条 発言ないし動議は、上程されている議題に関係し、議事運営規定にかなっていないなければならない。

- 2 動議の提案がなされたときは、議長は会議にはかり、その採否を決めなければならない。

(拒否と異議)

第12条 前条の規定にかなっていない発言ないし動議を、議長は拒否することができる。

- 2 動議の提出がなされたときは、議長は議運にはかり、その採否を決めなければならない。
- 3 議長の処理に対し不服の者は、議運を経て異議を申し立てることができる。ただし、この申し立ては、7名以上の支持者を必要とする。

(採決の宣言)

第13条 議長は、採決しようとする議案の内容と採決の方法を会議に告げ、その確認を得たうえで採決の宣言をしなければならない。

- 2 採決宣言後は、その採決の完了まで緊急事態の発生を除いて、会員の発言を認めない。

(採決の方法)

第14条 採決の方法は、挙手、起立、記名および無記名投票の4種とし、議長は選用しようとする方法を会議にはかって採決する。ただし、この採決の方法は挙手とする。

(採決の順序)

第15条 採決の順序は、原則として原議案に対する否決、修正、再修正、賛成の順序で行う。

(更正)

第16条 会員は、すでに行われた表決の更正を求めることはできない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程に定めのない事項は、そのつど、必要に応じて総会で定めることとするが、この場合はその総会のみ効力をもつものとする。
2. この規程は、昭和63年5月27日に制定する。
3. この規程は、平成25年4月6日に一部改定する。
4. この規程は、平成25年5月19日に制定する。

ホームページ運用規程

平成 25 年 5 月 19 日 制定

(目的)

第 1 条 本会活動の広報および会員への情報交換を目的としてホームページを開設する。

(ホームページ委員会の設置)

第 2 条 ホームページを運用管理するために、理事会はホームページ委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会は理事会により選任された委員で構成される。

3 委員の任期を 2 年間とし、再任を妨げない。

(運用)

第 3 条 ホームページの運営においては次の事業を行なう。

(1)本会の活動の広報

(2)本会に関する情報の提供

(3)本会会員の情報交換に関すること

2 ホームページには本会会員から寄稿された記事を掲載する。

3 委員会は寄稿された記事の中で次に当てはまるものをホームページに掲載してはいけない。

(1)誹謗中傷、プライバシーを侵害する内容の記事

(2)法令および社会的常識・公序良俗・倫理に反する内容の記事

(3)営利を目的とした記事

(4)著作権等の法令に定める権利の侵害の恐れのある記事

4 ホームページに掲載された文章および画像等の著作権は、本会が所有する。または、著者本人に掲載の同意をとった場合は、著作権は著者にある。

5 委員会は別に定めるプライバシーポリシーを守らなければならない。

6 寄稿された記事はできるだけ速やかにホームページに掲載すること。

(改ざん、ウィルスプログラムによる汚染)

第 4 条 ホームページが、改ざん又はウィルスプログラムに汚染された恐れがあることを知り得た会員は、直ちに委員会に連絡しなければならない。

2 連絡を受けた委員会は、ウィルスプログラムの排除のいかんにかかわらず、関係機関に通達し、理事会に報告しなければならない。

3 委員会はホームページを復旧できなかった場合は一時的に閉鎖できる。

4 前項においては直ちに本会会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は平成 25 年 5 月 19 日より施行する。

医療放射線説明パネル運用規程

平成 27 年 8 月 30 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程では、本会が管理し、貸出に供する医療放射線説明パネル（以下「パネル」という）の貸出について必要な事項を定める。

(管理)

第2条 パネルは本会事務局（以下「事務局」という）で管理する。

(利用者)

第3条 パネルの貸出を受けようとする者（以下「利用者」という）は、本会の会員に限られる。

(申請)

第4条 利用者は、貸出希望日時、使用場所、使用目的を事務局に申請し承認を受けなければならない。

(貸出方法)

第5条 利用者は事務局で直接借り受けるほか、宅配便を利用して貸出を受けることができる。

(利用料金)

第6条 貸出は無料とする。ただし宅配便を利用する場合の送料は利用者の負担とする。

(貸出期間)

第7条 パネルの貸出期間は使用日の前後7日間を越えない期間とする。

(返却方法)

第8条 借り受けたパネルは貸出期間内に事務局に直接または宅配便を利用して返却するものとする。ただし宅配便の送料は利用者の負担とする。

(利用者への損害賠償責任)

第9条 本会は、利用者または第三者がパネルの直接借り受けならびに直接返却において、自家用車等を利用した移動中の事故等の損害について、賠償の責を負わない。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、借り受けたパネルの利用等に当たっては、その価値を減じることのないよう丁寧に扱わなければならない。

第11条 利用者は、本会より借用したことを表示または明記してパネルを使用し、本会活動の広報普及に努める。

(弁償の義務)

第12条 利用者は紛失または破損等によって、借り受けたパネルを事務局に返却することができなくなり、価値を著しく損なうことになった場合は、弁償の義務を負うものとする。

(利用の停止)

第13条 利用者が次の項目に該当する行為をした場合は、以降のパネルの貸出を断ることができる。

- (1) パネルを第三者の転貸したとき
- (2) この貸出規定を遵守しなかったとき
- (3) 遅延返却を繰り返し行ったとき
- (4) 営利行為を目的としてパネルを使用したとき
- (5) その他適当でないと認めるとき

(規定の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は、平成27年8月30日より施行する。

賛助会員に関する規程

平成29年11月5日 制定

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人島根県診療放射線技師会（以下「本会」という）定款第5条第3号の賛助会員について定める。

(会員資格)

第2条 本会の事業に賛同し、入会しようとする個人又は団体。

(入会)

第3条 本会に入会しようとする個人又は団体は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第4条 賛助会費は会費納入規程第2条第4号に定める額とする。

2 年度途中に入会した場合も会費は同一とする。

3 一旦納入した会費その他金品は返還しない。

(意見等の発表等)

第5条 賛助会員は本会の発展に寄与する意見を発表することができる。

2 賛助会員は本会の行事に参加することができる。ただし、正会員に限定された行事には参加することはできない。

(会誌への掲載等)

第6条 賛助会員の氏名又は団体名を会誌発行の都度、誌上に掲載する。

2 賛助会員は広告費を納めることにより、本会の刊行物に広告等を掲載することができる。

3 賛助会員は本会の刊行物の配布を受けることができる。

(会員資格の喪失等)

第7条 会費の滞納による会員資格の喪失等については、会費納入規程による。

(名簿の記載事項変更)

第8条 賛助会員は本会賛助会員名簿の記載事項に変更を生じたときは、速やかに変更届を会長まで届け出るものとする。

(退会)

第9条 退会しようとする場合は、前年度の末日までに文書にて退会届を会長まで届け出なければならない。

2 協賛会員が本会ならびに会員の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をした場合は、理事会の議決により除名処分することができる。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1. この規程は、平成29年11月5日より施行する。

共催・協賛・後援に関する規程

平成29年11月5日 制定

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人島根県診療放射線技師会（以下「本会」という）が関与する事業における「共催」、「協賛」、「後援」（以下「共催等」という）の取扱いに関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、以下とおりとする。

(1)共催

企画から実施まで本会を含む各共催団体が責任をもってその催しを開催することをいう。共催団体は、企画当初から内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。

(2)協賛

他団体が開催主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し応援及び援助することをいう。主催団体が企画から実施まですべて責任を有するもので、協賛団体として名義使用の承認を行うものとする。後援と同義であるが、展示パネルの貸出しや協賛金等の費用負担を伴う場合がある。

(3)後援

他団体が開催主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し応援及び援助することをいう。

応援及び援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

(適用)

第3条 事業の目的及び内容が本会の定款第3条及び第4条に合致し、かつ本規程第4条及び第5条に則っていることを基準とし、学術内容及び公益性を加味して個別に判断する。

(名義)

第4条 共催等の名義は、一般社団法人島根県診療放射線技師会とする。

(共催等可能な他団体の事業)

第5条 共催等を行う他団体は、次のいずれかに該当する事業の開催であること。

- (1)国、地方公共団体又はこれに準ずる公的法人が計画している事業
- (2)公益法人等の非営利法人が計画している事業
- (3)理事会において認めた事業
- (4)会長が共催等の必要があると認めた事業

(承認基準)

第6条 他団体から共催等の依頼があった場合の承認基準は、次の(1)に掲げるいずれかに該当し、かつ(2)に掲げるいずれにも該当しないととする。

(1)承認基準項目

- ①定款第3条に合致するものと認められるもの。
- ②公益性があると認められるもの。
- ③本会会員にとって有益であると認められるもの。

(2)不承認基準項目

- ①法令に抵触するもの。
- ②公序良俗に反するおそれがあると認められるもの。
- ③特定の政党、宗教等を支持し、又はこれに反対することを目的とするもの。
- ④営利を目的とするもの。
- ⑤その他、理事会で適当でないと判断されたとき。

(共催等の申請)

第7条 共催等を希望する団体等の代表者等(以下「申請者」という)は、「事業の共催・後援・協賛依頼申請書」を、原則として当該事業開催予定日1月前までに会長に申請しなければならない。

(共催等の承認)

第8条 共催等の承認は次のとおりとする。

- (1)共催等の可否および協賛金の支出については理事会において決定する。
- (2)共催等の承認を決定する場合、必要に応じて条件を付することができる。

(承認の通知)

第9条 共催等を承認した場合、当該申請者に対し承認書を交付するものとする。

(事業中止等の届出)

第10条 申請者は、共催等の承諾を受けたあとに事業の中止、または事業内容等に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。

(共催等の取消し)

第11条 申請者が、その事業の実施にあたり、本規程第6条にあげる承認基準を具備しなくなったと認めるとき、又は不適当な行為があると認めるときはこれを取消すものとする。

(事業報告)

第12条 共催の場合、申請者は事業終了後に収支決算書を含む完了報告書を速やかに提出し、事会の承認を得なければならない。

2 協賛で協賛金を交付した場合、申請者は事業終了後に収支決算書を含む完了報告書を速やかに提出し、理事会の承認を得なければならない。

(共催等の広報)

第13条 共催等の広報は承認後に実施すること。また広報にあたっては、その団体名および共催等の種別を明示すること。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1. この規程は、平成29年11月5日より施行する。

講師及び原稿執筆料等謝金に関する規程

平成29年11月5日 制定

平成30年9月2日 一部改定

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人島根県診療放射線技師会（以下「本会」という）が、主催する診療放射線技師及び診療エックス線技師を主な対象者とした、職業倫理高揚及び診療放射線学の向上に関する研修会、研究会、講習会等（以下「研修会等」という）の講師及び本会が発刊する雑誌等への原稿執筆等の対価として支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、本会の正会員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

(講師謝金)

第3条 謝金については、医師の場合は、1講演につき30,000円を、コメディカルの場合は、1講演につき10,000円を上限として支払う。但し、特別な事情によりこの規定によることができない場合は理事会において審議する。

(原稿執筆料)

第4条 執筆料については、30,000円を上限とし、その都度理事会において決定した額を支払うものとする。

(謝礼の支給)

第5条 謝礼の支給日は研修会等終了後とし、支給方法は通貨又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(執筆料の支給)

第6条 執筆料の支給日は投稿後とし、支給方法は当該執筆者の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(旅費)

第7条 旅費は、謝礼とは別途交通費、宿泊料を本会旅費規程に基づき支給する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1. この規程は、平成29年11月5日より施行する。

2. この規程は、平成30年9月2日に一部改定する。

理事会運営規程

平成30年4月23日 制定

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人島根県診療放射線技師会（以下「本会」という）定款第37条に基づき、本会の理事会に関する事項について定め、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

（構成）

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。ただし、議決に参加することはできない。

（役員以外の出席）

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（理事会の種類及び開催）

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、年5回以上開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

（招集権者）

第5条 理事会は会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

（招集通知）

第6条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的事項、日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書による通知を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

（欠席）

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

2 監事については、全員の出席が難しい場合は、相談の上1名は必ず出席すること。

（議長）

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定められた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

（決議の方法）

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は第1項の理事の数に算入しない。

（議決権の代理行使禁止）

第10条 理事会に出席できない理事は、委任状その他の代理権を証明する書面をもって、他の理事を代理人としその議決権を代理行使させることはできない。

（書面による議決権行使禁止）

第11条 理事会に出席しない理事は、書面で議決権を行使することはできない。

（決議の省略）

第12条 第9条第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（決議事項）

第13条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

(1)社員総会の招集等に関する事項

- (2)理事に関する事項
 - (3)組織及び人事に関する事項
 - (4)財産・財務に関する事項
 - (5)重要な業務執行に関する事項
 - (6)その他法令及び定款に定める事項並びに理事会が必要と認める事項
- 2 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

- 第14条 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

- 第15条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、会長、出席した理事から2名以上及び出席した監事がこれに署名（記名押印）又は電子署名をしなければならない。ただし、会長不在の場合は、副会長が署名（記名押印）するものとする。

(欠席者に対する通知)

- 第16条 議長は、欠席した理事及び監事に対し、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅延なく報告するものとする。

(権限)

- 第17条 理事会は、本会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長、副会長及び常務理事の選定及び解職を行う。

(役員を選定方法)

- 第18条 理事会は、前条に規定する会長を決定するに当たり、出席理事の過半数の同意に基づき候補者を選出し、会長候補者の意向を踏まえ、副会長及び常務理事候補者を選出し、本人の同意を得て推挙し、出席理事の過半数の同意を得て選定する。

(役員解任)

- 第19条 役員解任は定款第28条の規定に基づき実施する。

(事務局)

- 第20条 理事会の事務局は、本会総務部が担当する。

(規程の改廃)

- 第21条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

- 第22条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1. この規程は、平成30年4月23日より施行する。

医療施設線量測定運営規程

平成30年9月2日 制定

(目的)

- 第1条 医療施設の放射線管理に関する測定、調査及び研究を行い、県民の放射線被ばく低減及び安全を確保することを目的とする。

(運営方法)

第2条 測定に関する問い合わせ、依頼等に関する応答は、放射線管理委員会事務局（以下「事務局」という）が担当する。

2 線量測定の運営は、次の手順で行う。

(1)測定依頼は、漏洩線量測定申込書により受付ける。

(2)受付後、測定依頼者に見積書を送付する。(希望者のみ)

(3)事務局と測定依頼者とで業務支援契約書を作成する。(年度当初のみ)

(4)事務局は、測定者ならびに測定依頼者と協議し日程を調整する。

(5)測定終了後、測定者は測定結果報告書を速やかに作成する。

(6)事務局は、測定結果報告書を測定料金請求書と共に測定依頼者へ送付する。

3 漏洩線量が法に定める規定値を超える場合は、依頼者へその旨を報告し適切な対応を促す。

4 測定事業に関する事務、会計は事務局に委ねる。

(測定者)

第3条 測定者は、放射線管理委員会の委員から測定地区を考慮して委員長が2～3名選定する。

(測定器)

第4条 測定を行う場合は、本会所有のサーベイメータを使用する。

2 定期的に測定器の外観、ケーブルコードの断線、破損および電池等の消耗品を確認し必要に応じて交換する。

3 少なくとも2年に1回以上、整備点検・校正をメーカーに依頼し実施する。

4 測定器の保管場所は、委員長が指定した放射線管理委員の所属する施設とし、振動のある場所や高温多湿な場所などを避けて保管する。

(測定に関する費用)

第5条 測定費用は、基本料金 30,000 円とし、1部屋増す毎に 20,000 円を加算する。

2 測定費用のほか、交通費等実費を請求する。

(測定方法)

第6条 測定方法に関しては、放射線管理委員会の作成したマニュアルに従って測定する。

(調査・研究)

第7条 放射線管理委員会が必要に応じて会合を持ち調査、研究を行う。

(行政との連携)

第8条 事務局は必要に応じて行政に連絡を取り指導を受ける。

(報酬および費用弁償)

第9条 報酬として測定者に1施設あたり 10,000 円を支払う。

2 費用弁償に関しては、本会旅費規程に基づき支払う。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1. この規程は、平成 30 年 9 月 2 日より施行する。